

## 農林水産部請負工事成績評定実施要領

### (目的)

第1 この要領は、石川県農林水産部の所掌する請負工事の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

### (対象工事)

第2 評定の対象とする工事は、原則として1件の請負金額が500万円以上の請負工事について行うものとする。

### (評定者及び評定比)

第3 成績評定を行う者（以下「評定者」という。）は、工事の請負契約についての検査を行う者（以下「第三次評定者」という。）、監督を行う者（以下「第一次評定者」という。）及び主任監督員又は事業担当課長（以下「第二次評定者」という。）とする。

2 評定比は、次表のとおりとする。

区 分	評 定 者	評定比
第一次評定者	監督員	0.4
第二次評定者	事業担当課長等	0.2
第三次評定者	検査員	※0.4

※既済部分検査のある場合の評定比は、既済部分検査0.2、完成検査0.2とする。

※既済部分検査が2回以上ある場合は、その平均値とする。

### (評定の方法)

第4 成績評定は、工事ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

2 評定は、第一次及び第二次評定者は工事の完成検査時に、第三次評定者は完成検査時と既済部分検査時に評定を行うものとする。また、2ヵ年以上の債務契約に係る工事は、年度精算時の既済部分検査に第一次及び第二次評定者は評定を行い、第三次評定者は既済部分、年度精算時の既済部分検査時に評定を行うものとする。ただし、代価の一部の支払いを伴わない既済部分検査と工事現場に搬入済みの工事材料のみの確認を行う既済部分検査については省略する。

3 評定は、検査の結果、手直し等があった場合でも手直し前の状態を評定するものとする。

4 工事成績の採点は、別記様式第1「工事成績採点表」により行うものとする。

5 細目別評定点の算出は、別記様式第2「細目別評点採点表」によるものとする。

6 評定にあたっては、第一次評定者は別紙—1、第二次評定者は別紙—2、第三次評定者は別紙—3により行うものとする。また、別紙—4「記入方法及び留意事項」を考慮するものとする。

7 工事における「創意工夫」、「工事特性」、「社会性等」に関しては、受注者は当該工事における実施状況を別紙—5「創意工夫・現場条件への対応・社会性等に関する実施状況」により提出できるものとし、提出があった場合は工事の成績評定にあたって適切に反映させるも

のとする。

(成績評定結果の報告)

第5 工事の検査を行った者は、遅滞なく工事成績採点表を検査任命者に報告しなければならない。

2 本庁検査工事にあつては、農業政策課技術管理室長は工事成績採点表を検査調書に添え主務課長に提出する。

(成績評定結果の通知)

第6 主務課長又は所長は、別に定める「工事成績評定通知実施要領」により、評定点を受注者に通知するものとする。

(成績評定結果の保管)

第7 工事成績採点表は、当該工事の設計書に添付して保管するものとし、成績評定結果に係る資料は、各評定者が2年間保管するものとする。

(評定の修正)

第8 主務課長又は所長は、第6の通知をした後、かしの判明等により当該評定を修正する必要があると認められる場合は、別に定める農林水産部請負工事成績評定評価委員会又は農林総合事務所等請負工事成績評定評価委員会に意見を求め修正できるものとする。

2 主務課長又は所長は、前項の修正を行ったときは、遅滞なく、その結果を当該工事の受注者に通知するものとする。

附則

この要領は、平成15年4月1日から適用する

【一部改正】 平成16年8月2日から適用する。

【一部改正】 平成17年4月1日から適用する。

【一部改定】 平成23年1月1日から適用する。

【一部改定】 平成25年4月1日から適用する。

【一部改定】 平成31年4月1日から適用する。